

令和6年12月9日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I	神奈川県環境保全基金の活用について……………	1
II	宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者の選定基準について……………	3
III	令和9年度以降の水源環境保全・再生施策の検討状況について……………	7
IV	神奈川県立21世紀の森の指定管理者の選定基準について……………	11
V	三崎漁港宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者の選定基準について……………	14
VI	かながわ水産業活性化指針の改定素案について……………	18

I 神奈川県環境保全基金の活用について

神奈川県環境保全基金（以下「基金」という。）は、国の補助金及び県の一般財源を原資にして平成2年3月に設置し、基金の運用益を環境保全に関する事業に充当している。

基金の終了時期が令和9年度末であることを踏まえ、基金の活用に係る今後の方向性について検討したので報告する。

1 基金の概要

- (1) 設置時期 平成2年3月
- (2) 設置根拠 神奈川県環境保全基金条例
- (3) 造成額 6億円
(内訳) 国庫補助金 2億円
 県一般財源 4億円
- (4) 対象事業 ア 環境保全のための活動基盤の整備
 イ 環境保全に関する知識の普及啓発及び情報の提供
 ウ 環境保全のための実践活動の支援
- (5) 管理状況 令和6年度末（見込）
 基金残高 600,000,000円
 (内訳) 現金 44,191,327円
 有価証券 555,808,673円
- (6) 終了時期 令和9年度（平成29年度に、国により令和9年度末を超えない範囲内で基金事業を終了するとされたため設定）

2 基金の活用状況

- (1) 運営形態 「運用型」（基金の運用益を事業に充当）
- (2) 運用益 約52万円／年
- (3) 充当事業 環境科学センター内施設において環境学習の場を広く県民に提供する事業の一部に充当

3 課題

基金の終了時期が令和9年度末に迫る中、基金の有効活用を図り、地域の環境保全の取組を更に推進していくためには、「運用型」での運営を見直す必要がある。

4 今後の基金活用の方向性

条例を一部改正して基金の運営形態を「取崩し型」に変更し、関係局や国とも調整しながら、環境保全に関する普及啓発等の新たな事業に活用していく。

5 今後の予定

令和7年2月 「神奈川県環境保全基金条例の一部を改正する条例」の議案を提出

4月 改正条例の施行

II 宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者の選定基準について

宮ヶ瀬湖周辺施設（宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場）の指定管理者については、指定管理者候補の選定方法や選定基準の考え方等を令和6年9月の当常任委員会に報告した。

このたび、令和8年4月からの次期指定管理者の選定に向けて必要となる宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者の選定基準について報告する。

1 選定基準について

(1) サービスの向上（55点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての運営方針及び委託の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○宮ヶ瀬湖周辺地域の成り立ちを踏まえた指定管理業務全般を通じた総合的な考え方、運営方針 ○宮ヶ瀬湖の水質や周辺地域の自然環境の保全及び、周辺地域の活性化に向けた取組方針 ○将来に向けたカヌー競技人口の拡大や競技者の育成を図ることについての考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す（以下同じ）。 	5
2 施設の維持管理	施設の特徴を踏まえた維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○やまなみセンター（別館含む）、集団施設地区及び鳥居原園地、カヌー場に係る清掃、保守点検、受付、警備等の維持管理業務及び自然公園施設の植物管理等に関する実施方針 ○3施設を一体的に運営することによる効果的・効率的な維持管理の考え方 	5
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の特徴を活かした利用促進のための企画と取組 ・現状分析、課題把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○やまなみセンター（別館含む）について、周辺地域の活性化と水源環境の理解促進のための広域交流拠点という役割を踏まえた企画・取組 ○宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地について、自然公園としての特徴を踏まえた企画・取組 ○カヌー場について、カヌー競技等の振興に関する企画・取組 ○施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○現状の分析や課題の把握 	20

	<p>一体的な運営により可能となる利用促進のための企画・取組</p>	<p>○3施設を一体的に運営することにより展開する、利用促進のための企画・取組</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報、PR活動 ・ 接客、苦情処理、利用者ニーズの把握 ・ 利用料金 	<ul style="list-style-type: none"> ○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針 ○神奈川県手話言語条例への対応 ○利用料金の設定、減免の考え方 	
4 事故防止等安全管理	事故防止等安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○災害・事故、不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針を含む） ○急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等） ○水難事故等の緊急事態発生時の対応や関係機関との連携についての考え方 	10
5 地域と連携した魅力ある施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村、関係団体等との連携・交流等 ・ 地域活性化につながる集客促進 ・ 地域人材や地元企業の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○宮ヶ瀬湖周辺地域の市町村、関係団体、事業者、その他周辺施設等との協力体制の構築及び連携・交流 ○ボランティア団体等の育成・連携 ○宮ヶ瀬湖周辺地域の更なる活性化につながる新たな集客促進策の企画・取組 ○地域人材の参加・活用による施設づくりや利用者サービス向上に対する考え方 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組 	15

(2) 管理経費の節減等 (20 点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	「提案額」と「積算価格から 20%節減した額」のうち、高い金額	20
	$\frac{\text{提案額 (積算価格から 20\%以上節減している場合は、積算価格から 20\%節減した額)}}{\text{積算価格から 20\%節減した額}} \times 20$	
注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。		
注2 評価点は小数点以下切捨てとする。		

(3) 団体の業務遂行能力 (25 点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制 ○指定期間を通じて3施設を一体的かつ効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5
8 財政的な能力	財政的な能力 ○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5
9 コンプライアンス、社会貢献	コンプライアンス ○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規等の法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	5

	社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理業務を行う際の環境配慮の状況 ○再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組 ○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針 ○神奈川県手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）やESD（持続可能な開発のための環境教育推進）の取組 	
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応	○申請受付開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5
	個人情報保護	○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	
11 これまでの実績	実績	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無 	5

2 今後のスケジュール（予定）

- 令和7年1月 指定管理者候補から申請書類の受付を開始
- 4月 外部評価委員会等による候補者選定を開始
- 6月 県議会に、指定管理者の指定議案を提出
- 令和8年4月 指定管理者による管理運営の開始

《参考資料1》

宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者候補の選定について

Ⅲ 令和9年度以降の水源環境保全・再生施策の検討状況について

県では、県民の良質な水の安定的確保のため、かながわ水源環境保全・再生施策大綱（以下、「大綱」という。）を定め、平成19年度から20年間に計画期間とした水源環境保全・再生の取組を進めている。

令和8年度末には現行の大綱期間が終了することから、令和9年度以降の水源環境保全・再生施策の考え方について現段階での検討状況を報告する。

1 基本的な考え方

	現 行	令和9年度以降
施策目的	良質な水の安定的確保	同左
実施期間	20年間	同左
事業内容	水源環境の保全・再生事業 （水源かん養など、直接的な効果が見込まれる事業）	水源環境の保全・再生事業 （回復した水源環境を良好な状態で維持し、公益的機能を持続的に発揮させるために必要な事業）
事業実施対象地域	水源保全地域	水源保全地域 ※ 県外上流域については精査中
長期計画	大綱（20年）を策定	新たな計画（20年）を策定
短期計画	5年ごとの実行計画を策定	同左

2 令和9年度以降の事業の検討

(1) 終了を想定している事業

- ・水源の森林づくり（確保事業）

理由 目標としている水源林の確保量を概ね達成できる見通しのため

(2) 継続を想定している事業

- ・水源の森林づくり（契約期間が残る協定林等の整備）
- ・丹沢大山の保全再生（シカ対策等）
- ・土壌保全対策
- ・地域水源林整備支援
- ・地下水保全対策
- ・水環境モニタリング（森林関係）
- ・県民参加の仕組み
- ・林道から近い森林の持続的な管理（長期施業受委託、間伐材搬出支援）

理由 回復した水源環境を引き続き良好な状態で維持するには、これらの事業の継続が必要と考えられるため

(3) 新規又は拡充を想定している事業

- ・ 土壌保全対策（再掲）
- ・ 林道から近い森林の持続的な管理（人工林の植替えなど）
- ・ 予防的対策（巡視等による現状把握など）

理由 回復した水源環境を引き続き良好な状態で維持するには、大綱策定時に想定し得なかった環境や社会の変化への対応が必要となっていることから、これらの事業の新規実施・拡充が必要と考えられるため

(4) 継続について精査している事業

- ・ 河川・水路における自然浄化対策の推進
- ・ 相模川水系上流域対策の推進
- ・ 生活排水処理施設の整備促進

(5) その他の事業

(1)～(4)以外の新たな事業についても、今後更に検討していく。

3 事業規模

- ・ 現時点の積み上げでも少なくとも年間30億円を超える規模
- ・ 今後、市町村等の意見を丁寧に向いながら、取組内容を検討し、事業規模についてもさらに精査していく。
- ・ 財源については、個人県民税の超過課税による税収を充当

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年2月 計画素案の報告

3月 県民意見募集（計画素案）

自治基本条例に基づく県と市町村との協議

6月 計画案及び税制措置案の報告

9月 神奈川県県税条例の一部改正を提案

令和9年4月 新たな計画に基づく水源環境保全・再生施策及び個人県民税の超過課税を開始

(別紙) 県民意見及び市町村意見（抜粋）

《参考》

現行：大綱期間(20年間)

大綱事業(特別対策事業)	総額	単年度平均
水源の森林づくり	(単位：億円)	(単位：億円)
(確保)	189.2	9.4
(整備)	271.8	13.6
(長期施業受委託)	81.3	4.1
丹沢大山の保全再生	48.7	2.4
土壌保全対策 ※1	31.3	3.1
地域水源林整備支援	102.8	5.1
(うち長期施業受委託)	(19.0)	(0.9)
地下水保全対策	24.6	1.2
その他 (水環境モニタリング、県民参加など)	49.8	2.5
間伐材搬出支援	46.5	2.3
河川水路整備	53.3	2.6
県外上流域対策 ※2	8.7	0.4
生活排水対策	164.0	8.2
合計	1,072.4	55.3

※1 第3期計画から実施、※2 第2期計画から実施

今後(R9年度以降(20年間))：現時点での積上額

※事業体系や取組内容については今後更に検討していく。

事業	総額	単年度平均	必要な取組
水源の森林づくり (整備)	(単位：億円) 91.3	(単位：億円) 4.5	契約期間が残る協定林等の整備
林道から近い 森林の持続的な管理	176.6	8.8	新 人工林の植替えなど
	60.4	3.0	長期施業受委託
	54.0	2.7	間伐材搬出支援
予防的対策	26.2	1.3	新 巡視等による現状把握など
丹沢大山の保全再生	57.6	2.8	シカ対策等の継続
土壌保全対策	109.8	5.4	気象災害リスクに対応
地域水源林整備支援 ※長期施業受委託を除く	46.5	2.3	整備が不十分な個所についての森林整備
地下水保全対策	20.0	1.0	地下水汚染対策及びモニタリング
その他 (水環境モニタリング、県民参加など)	24.0	1.2	水環境モニタリング 県民参加の仕組み
その他必要となる事業	α	α	
	666.6 + α	33.3 + α	

県民意見及び市町村意見（抜粋）

○ 県民意見（令和6年8月24日開催県民フォーラム）

- ・ 森林整備とシカ管理、施業の担い手確保は大綱期間終了後も必要な取組。
- ・ 効果を維持する施策であるならば、危機的状況を脱するものとは違い、事業規模は絞られると思う。
- ・ 森林整備の成果は出始めていると感じたが、手入れ不足の森林がまだあるため、継続的に整備する必要性を感じている。
- ・ 気象災害リスクの深刻化への対応が必要。
- ・ 長期的な視点に立った施策が必要ではないか。
- ・ 県民会議の意見書のとおり、新たな取組を含め、施策を継続して行うことの必要性を認識した。
- ・ 水源税のメリットは分かったが、デメリットの検証があまりできていないのではないか。
- ・ 県有林・国有林も同様に考えていく必要があるのではないか。

○ 市町村意見

- ・ これまでの成果と環境や社会の変化を踏まえ、長期的な展望を持って施策を展開していく必要がある。
- ・ 森林の水源かん養機能等の維持に係る適切な管理及び激甚化する自然災害に係る森林の土壌保全対策は、長期に取り組む必要がある。
- ・ 改善した自然環境を将来にわたって持続するには、森林資源の経済的循環が確保される必要がある。
- ・ 地域内には下層植生が育たない森林があり、まだまだ整備が必要。
- ・ 地域水源林整備、地下水保全対策について、引き続き事業を継続すべき。
- ・ 継続や拡充を前提とするのではなく、検証結果に基づき、適切な事業内容、事業量となるよう検討いただきたい。

IV 神奈川県立 21 世紀の森の指定管理者の選定基準について

神奈川県立 21 世紀の森の指定管理者の募集について、選定基準の考え方を令和 6 年 9 月の当常任委員会に報告した。

このたび、令和 8 年 4 月からの次期指定管理者の選定に向けて必要となる神奈川県立 21 世紀の森の指定管理者の選定基準について報告する。

1 選定基準について

(1) サービスの向上 (55点)

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

(表中の下線は、選定基準において重視する視点。)

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	管理運営方針	○指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ○施設の役割を理解し、特性を活かした指定管理業務が見込めること	5
	委託の考え方	○業務の一部を委託する場合の業務内容等	
2 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理業務の実施方針	○施設及び設備の保守点検、清掃業務、警備業務等の維持管理業務についての実施方針 ○ <u>施設の特性を踏まえた維持管理の取組状況(利用の支障となる樹木の伐採・整理、広場・林道・散策路の刈払い等、美観を確保しながら、利用者の安全確保に配慮した維持管理)</u>	15
	利用承認・事業実施に関する業務	○施設の運営方針及び特性を踏まえた森林・林業の普及、研修事業の場の提供と利用承認及び調整について	
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進・サービス向上の取組	○より多くの利用を図るため実施する森林・林業に関する展示、自然観察並びに林業研修等の普及に関する事業及び林業の振興に関する事業等の実施方針、内容等 ○ <u>より多くの利用を図るために行う効果的な広報・PR活動の内容等</u> ○アンケートなど利用者満足度調査の実施方法 ○利用者ニーズ・苦情の把握のための効果的な手法及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○神奈川県手話言語条例や外国人への対応等 ○利用料金の設定、減免の考え方	10

	自主事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者ニーズを把握し、施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○地域や施設の特徴を生かした、森林の活用や林業振興の関心を高める自主事業や広報の内容等 ○自主事業の規模、経費面から、実現可能性と公の施設としての適正な額の設定 	15
4 事故防止等安全管理	事故防止等安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の安全管理の取組内容 ○自然災害・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ○急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等） 	5
5 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ○地元企業等への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 	5

(2) 管理経費の節減等 (20点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	(指定管理料を支払う施設) $20 \text{点} \times \frac{\text{「最低の提案額」と「積算価格から20\%節減した額」のうち、高い金額}}{\text{提案額 (積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額)}}$ 注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。	20

(3) 団体の業務遂行能力 (25点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点	
7 人的な能力、執行体制	執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 特に、森林・林業の専門知識を有している者の配置及び木工に関する専門知識を有する職員の配置状況 	5
	委託業務のチェック体制	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 	
	人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場ハラスメント対策などの労働環境の確保に係る取組の状況 	

8 財政的な能力	財務状況	○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5
9 コンプライアンス、社会貢献	諸規程の整備	○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規など法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	5
	環境への配慮	○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組	
	障がい者等への配慮	○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○神奈川県手話言語条例への対応	
	社会貢献等	○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応	○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5
	個人情報保護	○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	
11 これまでの実績	これまでの管理実績	○県立21世紀の森施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	5

2 今後のスケジュール（予定）

- 令和7年1月 指定管理者の募集を開始
- 4月 外部評価委員会等による候補者選定を開始
- 6月 指定管理者の指定議案を提出
- 令和8年4月 指定管理者による管理運営の開始

《参考資料2》

神奈川県立21世紀の森の指定管理者の募集について

V 三崎漁港宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者の選定基準について

三崎漁港宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設（以下「三崎漁港宮川地区」という。）の指定管理者の募集について、選定基準の考え方等を令和6年9月の当常任委員会に報告した。

このたび、令和8年4月からの次期指定管理者の選定に向けて必要となる三崎漁港宮川地区の指定管理者の選定基準について報告する。

1 選定基準について

(1) サービスの向上（55点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	○指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等	5
2 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	○施設内の船舟の航行の誘導及び係留補助に関する業務、施設の維持管理、保守管理、植栽帯管理業務、清掃業務等についての実施方針	5
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進のための取組	○より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	25
	苦情要望等への対応	○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○手話言語条例への対応	
	自主事業の実施	○施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	
	利用料金	○利用料金の設定の考え方	

4 事故防止等安全管理	事故防止対策、事故発生時の対応策	<ul style="list-style-type: none"> ○水域施設内の事故防止をはじめとした指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ○急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等） 	10
5 地域と連携した魅力ある施設づくり	地元関係団体との連携、協力	<ul style="list-style-type: none"> ○地域との協力体制の構築、地元漁業者との連携、協力 ○地域人材の活用、地域との協力体制の構築、連携の取組内容 	10

(2) 管理経費の節減等 (20点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	<p>「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額</p> <hr style="width: 80%; margin-left: 0;"/> <p>提案額 (積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額) × 20</p> <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。</p> <p>注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p>	20

(3) 団体の業務遂行能力 (25点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○関係団体との調整力 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況 	5
8 財政的な能力	財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い 	5
9 コンプライアンス、社会貢献	コンプライアンス、社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況 (労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む) ○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組 ○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の 	5

		<p>主旨を踏まえた取組についての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組 	
10	事故・不祥事への対応、個人情報保護	<p>事故・不祥事への対応、個人情報保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 	5
11	これまでの実績	<p>類似の業務を行う施設での管理実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無 	5

2 今後のスケジュール（予定）

令和7年	1月	指定管理者の募集を開始
	4月	外部評価委員会等による候補者選定を開始
	6月	指定管理者の指定議案を提出
令和8年	4月	指定管理者による管理運営の開始

《参考資料3》

三崎漁港宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者の募集について

VI かながわ水産業活性化指針の改定素案について

県では、水産振興施策の方向性を示す計画として「かながわ水産業活性化指針」（以下「指針」という。）を策定し、魅力ある水産業の実現に向けて総合的かつ計画的な推進を図っている。現行の指針は平成28年度から令和7年度までを対象期間としているが、水産業を取り巻く環境が大きく変化していることから、1年前倒して改定することとし、改定骨子案について、令和6年9月の当常任委員会に報告した。

このたび、同年11月7日に開催した神奈川県水産審議会における審議を経て、指針の改定素案を作成したので、報告する。

1 改定骨子案からの主な変更点

- 骨子案で示した「めざす姿」を達成するために「基本目標」を掲げ、その達成に向けた数値目標として、「総合的な数値目標」を設定した。
- 骨子案で示した「施策の方向」に基づき、具体的な「取組内容」を位置付けた。
- 「施策の方向」ごとに「施策の数値目標」を設定した。

2 改定素案の概要

(1) 趣旨

近年、気候変動に伴う海洋環境の変化や、全国的に進められている「海業」による漁村の活性化、ブルーカーボンによる脱炭素の取組の推進など、水産業を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした変化に速やかに対応するため指針を改定する。

(2) 指針の期間

令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間

(3) めざす姿

ア 消費者に良質な県産水産物が安定して供給され消費が拡大するとともに、海業等の取組により地域が活性化している。

イ 漁場環境の回復や資源管理の着実な実施等により、水産資源が持続的に利用されている。

ウ 漁業経営が安定し、担い手の確保と育成が進んでいる。

(4) 基本目標

「神奈川の恵みと潤いを提供する魅力ある水産業の実現」
—次世代へ安心して引き継ぐことができる水産業へ—

(5) 総合的な数値目標

基本目標の達成に向けた施策の総合的な推進による成果を表す数値目標として、「沿岸漁業生産量」と「沿岸漁業生産額」を設定した。

沿岸漁業生産量・生産額は、近年の世界的な海洋環境の変化等による漁場環境への影響により減少傾向にあるが、各種施策により減少を抑制することをめざす。

項目	基準値	目標値
	2020～2022（令和2～4） 年平均	2034（令和16）年
沿岸漁業生産量 ※前指針からの 継続目標	11,480トン	11,500トン
沿岸漁業生産額	42億円	42億円

(6) 施策の方向

めざす姿及び基本目標を実現するため、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間で取り組む施策の方向は次のとおりとする。

ア 県産水産物の安定供給・消費促進と地域の活性化【産業】

－ みんなにとどける、にぎわいをつくる －

イ 漁場環境の回復と資源管理の着実な実施等による水産資源の持続的な利用【環境】

－ 自然の恵みと潤いをまもる －

ウ 担い手の確保・育成と漁業経営の安定【人】

－ 安心して働ける、次世代につなぐ －

(7) 取組内容

ア 施策の方向1

県産水産物の安定供給・消費促進と地域の活性化【産業】

－ みんなにとどける、にぎわいをつくる －

(ア) 養殖業の振興による新たな生産手段の創出

県産水産物の安定供給と漁業者の所得向上を図るため、本県各

地域の特性に適した養殖の技術開発に取り組み、事業化と普及を推進する。

(イ) 地域の特色を活かした県産水産物の付加価値向上への支援

県産水産物の安定供給・消費促進を図るため、地域の特色を活かした県産水産物を利用した特産品や加工品の開発による水産物の付加価値向上を支援するとともに、幅広い世代を対象とした知名度向上と販売促進に取り組む。

(ウ) 生産・流通の拠点となる漁港施設の維持・強化と防災・減災対策の推進

県産水産物の安定供給と漁業者の所得向上を図るため、生産・流通の拠点となる漁港施設の維持・強化及び防災・減災対策、並びに本県の沿岸漁業で最も漁獲量が多い定置網漁業の防災・減災対策を推進する。

(エ) 海業等による海・川・湖や漁村の魅力を活かした地域の活性化の取組

地域の関係者と連携して、海業等による海・川・湖や漁村の魅力を活かした地域の活性化の取組を推進し、漁業者の所得向上を図る。

イ 施策の方向 2

漁場環境の回復と資源管理の着実な実施等による水産資源の持続的な利用【環境】

- 自然の恵みと潤いをまもる -

(ア) 漁業者や県民等と連携した藻場の再生・造成等による漁場環境の回復

漁場の生産力の回復を図るため、漁業者や県民等と連携して藻場の再生や貧酸素水塊の水質調査等、漁場環境の回復に取り組む。

(イ) 水産資源の持続的な利用のための資源管理の着実な実施

水産資源の回復と持続的な利用を図るため、資源の動向を継続的に把握し、科学的知見に基づき漁業者が主体となって取り組む資源管理を推進する。

(ウ) 海洋環境の変化等に対応した栽培漁業の推進

持続的な水産資源の利用を図るため、海洋環境の変化に対応し、本県各地域の海に適した新たな魚種の種苗生産・放流技術を確立することにより、栽培漁業を推進する。

- (エ) 川・湖の漁場環境の保全・再生と内水面資源の増殖の推進
 内水面の漁場環境の保全・再生を図るため、河川管理者等と連携して、より良い漁場づくりの取組を推進する。
 内水面資源の回復を図るため、放流用種苗の安定的な供給や、効果的な増殖技術の開発を進めるとともに、魚類の食害の防止措置への支援や、魚病対策などに取り組む。

ウ 施策の方向3

担い手の確保・育成と漁業経営の安定【人】

- 安心して働ける、次世代につなぐ -

- (ア) 生き生きと活躍できる担い手の確保と育成
 漁業分野で活躍できる人材の確保と定着を図るため、漁業所得の向上や漁業に関する新しい技術の習得等に向けた支援を行うとともに、漁業に継続して従事できる環境づくりを推進する。
- (イ) 漁業所得の安定・向上に向けた漁業者への支援
 国の補助事業等の支援制度を活用するとともに、関係機関と連携して漁業者の所得向上の取組を支援する。
- (ウ) 省力化・効率化のためのスマート水産業の推進
 漁業現場の省力化・効率化や就労環境の改善を図るため、ICTやドローン等の技術の活用を推進する。
- (エ) 漁業協同組合の経営基盤の強化
 漁業協同組合の合併を推進するとともに、漁業生産施設の整備や、経営改善に向けた取組を支援する。

(8) 施策の数値目標

施策の方向	項目	基準値	目標値 (2034年度)
施策の方向1： 県産水産物の安定供給・消費促進と地域の活性化【産業】 - みんなにとどける、にぎわいをつくる -	魚類等養殖経営体数	— (魚類) 5 経営体 (二枚貝) (2023年度)	2 経営体 (魚類) 14 経営体 (二枚貝)
	漁業・養殖業の生産物を活用した新たな地域特産品目数	—	5 品目
	県営漁港における機能保全工事の実施施設数	2 施設/年 (2020～2022 (令和2～令和4) 年度平均)	2 施設/年

	支援した市町営漁港数	6 漁港/年 (2020～2022年度平均)	6 漁港/年
	小田原漁港海岸 (南町地区)における海岸保全施設の整備延長	165m (2018～2023年度)	330m (整備目標 2032年度)
	新たな海業の取組件数 (県水産課調べ)	—	30件
	内水面における遊漁者数 (内水面漁業協同組合の遊漁券販売数から推計)	99,702人 (2020～2022年度平均)	100,000人/年
<p>施策の方向2： 漁場環境の回復と資源管理の着実な実施等による水産資源の持続的な利用【環境】</p> <p>- 自然の恵みと潤いをまもる -</p>	藻場の再生・造成面積	—	600ha
	漁業者による資源管理協定数	26件 (2023年度)	28件 (マグロ、トラフグ等を追加)
	遊漁による資源管理の取組数	—	2件 (タチウオ、トラフグ)
	二枚貝種苗の生産・放流実績数	—	1種 (ハマグリ)
	アユ種苗の自給率 (放流用種苗に占める県内産種苗の割合) ※前指針からの継続目標	45% (2023年度)	70%

施策の方向3： 担い手の確保・育成と漁業経営の安定【人】 - 安心して働ける、次世代につなぐ -	新規就業者数 ※前指針からの継続目標	20人/年 (2018～2022年度平均)	20人/年
	リアルタイムモニタリングシステムを導入した定置網漁場数	—	5 漁場
	漁業協同組合数 (沿海) ※前指針からの継続目標	17組合 (2023年度)	13組合

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和6年12月 改定素案について県民意見募集等を実施
- 令和7年2月 水産審議会にて改定案を審議
環境農政常任委員会へ改定案を報告
- 3月 指針の改定

《参考資料4》

かながわ水産業活性化指針改定素案